

栃木県

TOCHIGI FIRE-FIGHTING EQUIPMENT SECURITY ASSOCIATION NEWS

消防設備保安協会報

第60号

平成30年7月発行

発行

一般財団法人
〒320-0032

栃木県消防設備保安協会 理事長 芦澤 伸
宇都宮市昭和1丁目2番16号(栃木県自治会館内)

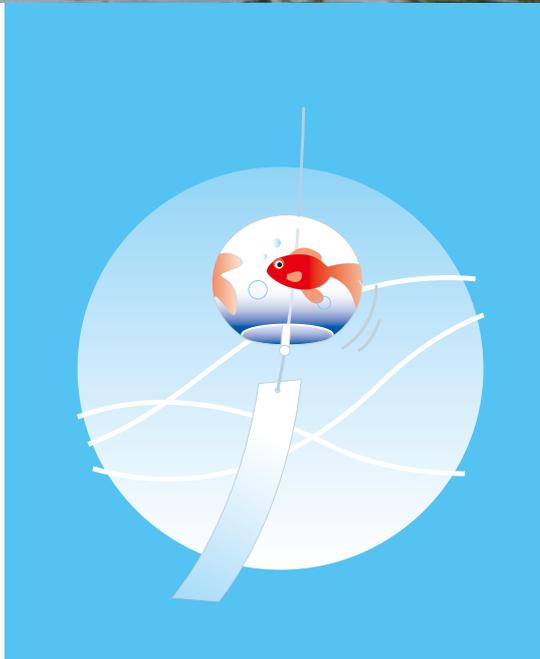
TEL : 028-625-4611 FAX : 028-625-4614



栃木市 巴波川のこいのぼり

目次

- 平成30年度理事会・評議員会報告 …… 2
- 理事会あいさつ …………… 3
- 平成30年度事業の概要 …………… 4
- 平成30年度 収入支出予算 …………… 5
- 役員名簿 …………… 5
- 各種講習会・試験の案内 …………… 6
- 消防用設備等点検済表示制度に基づく管理委員会審査結果 …… 8
- 表示登録会員紹介 …………… 9
- 消防法施行規則等の一部を改正する
省令等の参考資料について …………… 10
- 協会からのお知らせ …………… 17



平成30年度理事会・評議員会報告



理事会



評議員会

平成30年度理事会が去る5月25日（金）並びに評議員会が6月11日（月）に栃木県自治会館において開催されました。理事会の開会に際し、芦澤理事長のあいさつ、ご来賓として出席された栃木県消防防災課長の増淵一彦氏のあいさつの後、平成29年度事業報告、収支決算等について審議されいずれも原案通り承認されました。

続いて平成30年度理事長表彰受賞者の報告がなされ、下記の方が受賞されました。誠にありがとうございます。

なお、今年は理事の改選の年であり、評議会において理事の選任が行なわれ、11名の理事が選任されました。また、市川副理事長、津田理事、多田理事が退任され、協会から功労金を贈呈いたしました。在職中は大変お世話になりました。今後ともご支援・ご協力をお願いいたします。

平成30年度理事長表彰受賞者紹介

◎協会功労者表彰（2名）

- 市川 明（副理事長） 株式会社市川電機 ○渡邊 圭一（評議員） 合資会社渡辺商店

◎優良従業員表彰者（6名）

- 野崎 俊介氏 株式会社那須電設
○荻原 和之氏 協同組合栃木県消防設備保守協会
○古澤 隆氏 佐藤防災サービス株式会社
○高橋 晶司氏 株式会社 長工業
○野村 稔氏 株式会社西城
○岡 光寿氏 中央理化工業株式会社 栃木営業所

◎点検済表示制度優良事業所表彰

- 栃木防災 株式会社

理事会あいさつ

一般財団法人栃木県消防設備保安協会理事長
芦澤 伸



今日は、理事の皆様にはお忙しい中、栃木県消防設備保安協会の理事会に御出席をいただき有り難うござ

います。

また、公務ご多忙のところ、御来賓として、栃木県から増渕消防防災課長様の御臨席をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、県内においては、昨年3月の那須町スキー場において雪崩が発生し、登山訓練中の高校など8名の方が亡くなった事故から1年が経ちましたが、今、なお心に残っております。

また、海外では先月に約10年ぶりの南北首脳会談が行われ、これからの国際情勢が注目されるところです。

国内経済に目を向けますと、日銀が四半期ごとに実施している3月の「日銀短観」では先行き不安、景気に影かとの日経新聞の記事がありました。まだ、日銀のゼロ金利政策が引き続き実施されており、中小企業には、厳しい状況が続いております。このため、県内の関係団体との情報の共有化や他県の消防設備協会と協働して会員の質の向上努めていきたいと、考えております。

本日の理事会ですが、平成29年度事業報告及び収支決算等をご審議いただく事になっておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

以上、簡単ではありますが、開会に当たっての御挨拶といたします。

栃木県県民生活部消防防災課長
増渕 一彦



平成30年度栃木県消防設備保安協会理事会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から本県の消防防災行政の推進につきまして、御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さらには、消防用設備等の設置及び維持管理の適正かつ円滑な推進に御尽力いただき、重ねて、御礼申し上げます。

さて、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その内容を県民等に広く公表することにより、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図るため、違反対象物に係る公表制度が平成26年4月1日からスタートし、本県におきましても、本年4月から管内人口が20万人以上の消防本部においてホームページでの公表を開始したところです。

県といたしましては、貴協会と密接に連携しながら、県民や事業所に対して、火災予防に関する防火思想の普及啓発に努めているところであります。

今後とも、貴協会をはじめとする関係機関との連携を図り、消防防災行政の推進に努めて参りたいと考えておりますので、引き続きの御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と、ここにお集まりの皆様のお健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成30年度事業の概要

1 法人運営事業

- (1) 会議等の開催
理事会、評議員会、正副理事長会及び監査会の開催
- (2) 優良協会会員等の顕彰
- (3) 会員の基盤強化事業
 - ・職員体制の充実強化
 - ・関係団体及び機関との連携
 - ・会員に対する福利厚生事業等の支援事業紹介

2 消防防災設備等関係者育成事業

- (1) 防火・防災管理講習及び防火管理再講習
(一財)日本防火・防災協会から委託を受け、甲種防火管理新規講習を4回、防火管理再講習、防災管理新規講習を各1回栃木県自治会館にて実施します。
- (2) 消防設備点検資格者再講習
(一財)日本消防設備安全センターから委託を受けて1種、2種の再講習を栃木県自治会館で実施します。
- (3) 消防設備士講習
栃木県から委託を受けて消防法第17条の10の規定による、消火設備（第1・2・3類）、警報設備（第4・7類）、避難設備・消火器（第5・6類）に対する消防設備等の工事又は整備に関する講習を実施します。
- (4) 消防用設備等の点検技術力推進事業
消防設備関係の機関誌を適時購入し、会員へ情報提供すると共に消防用設備業者の技術向上を図るための教材資料等の作成等を行う。

3 火災予防等普及啓発事業

- (1) 消防用設備等点検表示制度の普及推進
 - ①管理委員会の開催
 - ②点検済票（ラベル）の適正交付の推進
- (2) 県及び関係団体等との連携及び情報交換
 - ①栃木県内の消防関係各種行事（県総合防災訓練、県民防災の集い、救助技術大会等）への後援協力
 - ②消防長会及び消防本部予防課長会議等への出席及び情報提供
 - ③開設協総会、代表者会議及び事務局長会議の出席及び情報交換
 - ④（一財）日本消防設備安全センター及び（一財）日本防火・防災協会主催の会議出席
- (3) 一般及び会員向けの普及広報事業
 - ①実務研修会の開催（平成30年11月開催予定）
 - ②会報発行及びホームページの充実
 - ③消防設備協会会員向けの共済事業及び損害賠償責任保険等の加入促進
 - ④火災予防に向けた新聞、ラジオなどでの啓発事業
 - ⑤消火器リサイクルの普及及び住宅用火災警報器設置推進事業
 - ⑥その他消防設備等に関する各種相談事業

4 収益に関する事業

- ①防火優良認定証等の頒布推進
- ②その他消防に関する参考図書等の斡旋

平成30年度 収入支出予算

(単位：千円)

収入の部				支出の部			
科 目	予算額	前年度 予算額	差引増減	科 目	予算額	前年度 予算額	差引増減
1 財産利息収入	3	6	△3	1 事業費	24,734	24,258	476
基本財産利息収入	2	5	△3	人件費	9,078	9,055	23
特定資産利息収入	1	1	0	会議費	132	113	19
2 入会金収入	20	20	0	事務費	15,524	15,090	434
3 会費収入	1,212	1,214	△2				
4 事業収入	25,179	25,900	△721	2 管理費	3,805	3,831	△26
講習事業収集	771	1,200	△429	人件費	1,022	1,018	4
受託事業収入	8,800	8,900	△100	会議費	212	212	0
点検済表示制度運営収入	15,108	15,200	△92	事務費	2,571	2,601	△30
幹旋事業収入	500	600	△100				
5 寄付金収入	1	1	0				0
6 雑収入	10	10	0				0
計	26,425	27,151	△726	計	28,539	28,089	450
				当期経常増減額	△2,114	△938	△1,176
				一般正味財産期首残高	26,588	27,526	△938
				正味財産期末残高	24,474	26,588	△2,114

平成30年度 一般財団法人栃木県消防設備保安協会理事・監事・評議員名簿

役職名	氏名	事業所名	部会	備考
理事長	芦澤 伸	(協) 栃木県消防設備保守協会	消防設備	
副理事長	和田 均	和田工業(株)	管工事	
副理事長	吉成 孝夫	大成電設(株)	電気工事	新任
理事	戸塚 守	戸塚電工(株)	〃	新任
〃	和久井 文夫	(有) 和久井電気	〃	新任
〃	小牧 伸敏	(株) 小牧工業	管工事	
〃	大橋 保	大橋総設工業(株)	〃	
〃	村山 脩三郎	(有) 村山商会	消防設備	
〃	阿波 保雄	栃木防災(株)	〃	
〃	小島 延	宇都宮防災(株)	〃	
常務理事	高木 伸也	(一財) 栃木県消防設備保安協会		

監事	長 光博	(株) 長工業	管工事	
〃	廣瀬 文夫	廣瀬住建(株)	電気工事	
〃	渡辺 克久	(株) ユーユー商会	消防設備	

評議員	藤田 英夫	(有) 電興社	電気工事	
〃	大塚 芳宏	(有) 大塚電機	〃	
〃	花山 登	(有) はなやま電設	〃	
〃	中村 勝	(株) 水戸設備工業	管工事	
〃	佐久間 進	(株) 佐藤設備	〃	
〃	高橋 巖	(株) 西城	〃	
〃	長竹 孝二	信和防災(有)	消防設備	
〃	渡邊 圭一	(資) 渡辺商店	〃	
〃	佐藤 健成	佐藤防災サービス(株)	〃	

各種講習会・試験の案内

①防災・防火管理講習

講習種別	開催期日	開催場所	定員
防災管理講習	7月2日(月)	栃木県自治会館(宇都宮市)	140名
防火管理講習(甲種・新規)	7月19・20日(木・金)		140名
防火管理講習(再講習)	8月9日(木)		140名
防火管理講習(甲種・新規)	9月27・28日(木・金)		140名
防火管理講習(甲種・新規)	12月13・14日(木・金)		140名
防火管理講習(甲種・新規)	31年1月17・18日(木・金)		140名

②消防設備士講習

講習種別	開催期日	申込期間/開催場所等	定員
避難・消火器(5・6類)	10月18日(木)・19日(金)	申込期間:30年8月27日～9月3日 (一財)栃木県消防設備保安協会へ郵送 開催場所:栃木県自治会館(宇都宮市) 受講料各7,000円 (栃木県収入証紙)	各200名
消火設備(1・2・3類)	10月22日(月)		200名
警報設備(4・7類)	10月23日(火)・24日(水)		各200名

③消防設備点検資格者再講習

講習種別	開催期日	申込期間/開催場所等	定員
点検資格者再講習 第1種	8月22日(水)	申込期間:30年7月9～12日 (一財)栃木県消防設備保安協会へ郵送 開催場所:栃木県自治会館(宇都宮市) 受講料9,740円	140名
点検資格者再講習 第2種	8月23日(木)		140名

④消防設備士試験 (一財)消防試験研究センター栃木県支部実施

試験日	第2回 平成31年2月17日(日)		
試験会場	栃木県立宇都宮工業高校		
試験種類	甲種(特・1・2・3・4・5類) 乙種(1・2・3・4・5・6・7類)		
願書受付期間	電子申請 平成30年11月30日(金)～12月11日(火) 書面申請 平成30年12月3日(月)～12月14日(金)		
合格発表予定日	平成31年3月20日(水)		

⑤危険物取扱者試験 (一財)消防試験研究センター栃木県支部実施

試験日	第2回 平成30年11月11日(日)	第3回 平成31年3月3日(日)
試験会場	作新学院高校、白鷗大学足利高校、白鷗大学、 栃木工業高校、那須清峰高校、真岡工業高校	作新学院高校
種類	甲種・乙種・丙種	
願書申請期間	電子申請 平成30年9月7日(金)～9月18日(火) 書面申請 平成30年9月10日(月)～9月21日(金)	電子申請 平成31年1月4日(金)～1月15日(火) 書面申請 平成31年1月7日(月)～1月18日(金)
合格発表予定日	平成30年11月29日(木)	平成31年3月20日(水)
受験願書等配布 及び申請場所	(一財)消防試験研究センター栃木県支部・栃 木県内各消防本部	(一財)消防試験研究センター栃木県支部のみ

※④および⑤の問い合わせは(一財)消防試験研究センター栃木県支部 TEL028(624)1022へ

⑦平成28年度 消防設備士試験合格者状況

類別	前期			後期			合計		
	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%
甲種 特類	4	0	0	8	3	38	12	3	25
甲種第1類	44	13	29.5	55	10	18.2	99	23	23.2
甲種第2類	8	3	37.5	12	4	33.3	20	7	35.0
甲種第3類	8	4	50.0	11	2	18	19	6	31.6
甲種第4類	76	19	25.0	103	38	36.9	179	57	31.8
甲種第5類	14	7	50.0	7	2	28.6	21	9	42.9
甲種計	154	46	29.9	196	59	30.1	350	105	30.0
乙種第1類	15	8	53.3	12	3	25.0	27	11	40.7
乙種第2類	2	1	50.0	3	2	66.7	5	3	60.0
乙種第3類	8	1	12.5	7	1	14.3	15	2	13.3
乙種第4類	39	10	25.6	42	6	14.3	81	16	19.8
乙種第5類	6	4	67	2	1	50	8	5	63
乙種第6類	106	37	34.9	119	34	28.6	225	71	31.6
乙種第7類	17	15	88.2	9	4	44.4	26	19	73.1
乙種計	193	76	39.4	194	51	26.3	387	127	32.8
総合計	347	122	35.2	390	110	28.2	737	232	31.5

試験日 【第1回】平成29年9月17日(日)

【第2回】平成30年2月11日(日)

(一財)消防試験研究センター栃木県支部 提供



消防用設備等点検済表示制度に基づく管理委員会更新審査結果

更新承認事業所一覧（有効期限：平成32年3月31日まで）

番号	表示登録番号	事業所名	所在地
1	9-1-001	鹿沼防災（株）	鹿沼市
2	9-1-003	関東防災大河原幾雄商店	鹿沼市
3	9-1-004	能美防災（株）宇都宮営業所	宇都宮市
4	9-1-005	カントー防災設備（株）	小山市
5	9-1-006	ササキ防災（株）	足利市
6	9-1-012	中央理化工業（株）栃木営業所	真岡市
7	9-1-013	（株）那須電機メンテナンス	大田原市
8	9-1-014	（株）青木商会	宇都宮市
9	9-1-015	（株）親和	小山市
10	9-1-016	（有）那須総合防災センター	那須塩原市
11	9-1-017	ALSOK双栄（株）栃木支店	上三川町
12	9-1-018	信和防災（有）	足利市
13	9-1-019	（有）村山商会	宇都宮市
14	9-1-020	（資）渡辺商店	小山市
15	9-1-021	宇都宮防災（株）	宇都宮市
16	9-1-022	錦屋防災（株）	栃木市
17	9-1-023	佐藤防災サービス（株）	宇都宮市
18	9-1-024	（協）栃木県消防設備保守協会	宇都宮市
19	9-1-025	佐藤商事（株）	宇都宮市
20	9-1-027	（一財）関東電気保安協会栃木事業本部	宇都宮市
21	9-1-029	（有）毛塚防災	宇都宮市
22	9-1-030	栃木防災（株）	宇都宮市
23	9-1-037	柳田防災	足利市
24	9-1-038	（有）トヨタ総合防災	足利市
25	9-1-049	（株）相互電設	宇都宮市
26	9-1-050	（株）橘組	日光市
27	9-1-053	（有）笹沼防災設備	矢板市
28	9-1-058	（株）佐々木電機	益子町
29	9-1-059	（有）メディコシステムズ	宇都宮市
30	9-2-060	大和エンジニアリング（株）東部営業所	真岡市
31	9-1-068	（株）トチオン	宇都宮市
32	9-1-070	（有）ハーモニー産業	大田原市
33	9-1-072	（株）藤興産北関東営業所	那須塩原市
34	9-1-073	（株）那須電設	那須塩原市
35	9-1-077	（株）ジェム総合設備	宇都宮市
36	9-1-080	日本防災（株）	佐野市
37	9-1-081	トーテツメンテナンス（株）	小山市
38	9-1-082	（有）宮防災	宇都宮市



（管理委員会審査状況 平成30年2月6日開催）

表示登録会員紹介

1) 紹介者氏名

代表取締役 釜井 利彦

●ひとこと

「自分たちも納得のいくそしてお客様にも喜ばれる仕事をしよう」をモットーに日々努力しております。

2) 会社の概要

会社名 東京通信株式会社
住 所 宇都宮市平出工業団地43番地129
表示登録番号 9-1-075
従業員数 53名
取得資格 消防設備士 甲種1・2・3・4・5類
乙種1・3・4・6・7類
消防設備点検資格者 第一種 第二種
防火対象物点検資格者
防犯設備士資格者
一級電気工事施工管理技士・二級電気工事施工管理技士
第一種電気工事士・第二種電気工事士
工事担任A I・DD総合種

3) 点検業務の取り組み方

従業員の心構え

・安心・安全を第一に考えお客様の信頼に応えられるよう、各人が最高の技術力を発揮できるように努める

事故防止に向けた対応

・点検前に各お客様の注意点（危険箇所等）を確認
・毎月の社内安全大会等でヒヤリハット事例の報告

4) 当協会に期待すること

消防法の改正、最新情報等の提供を希望します。



消防法施行規則等の一部を改正する省令等の参考資料について

事務連絡
平成30年6月1日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

消防法施行規則等の一部を改正する省令等の参考資料の送付について

「消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」（平成30年6月1日付け消防予第369号）により、消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について通知したところですが、改正後の消防法施行規則等の基本的な考え方や具体例等について別紙1のとおり参考資料を作成しましたので送付します。

また、当該改正内容を含め、民泊の消防法上の取り扱い等について別紙2のとおり、リーフレットを作成しましたので防火対象物の関係者への説明等にご活用ください。

なお、これらの内容については、消防庁ホームページにまとめて掲載しています。

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html>

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

消防庁予防課設備係
担当 四維、大矢
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

別紙 1

【消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（参考資料）】

1 改正理由

(1) 背景

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、住宅宿泊事業に係る事前の届出が同年 3 月 15 日に開始された（住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 272 号））。また、旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 98 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、客室の最低面積基準が収容定員一人当たり 3.3 m²以上とするよう緩和されるとともに、「簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について」（平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第 3 号）において複数の簡易宿所において共同で玄関帳場等を設置する場合の取り扱いについて示された。

これらに伴い、今後消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一（5）項口の用途に供される防火対象物の一部が同表（5）項イの用途に供されるものが増加することが想定されることから、こうした防火対象物における消防用設備等の設置基準を合理化等するため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）等を改正したものである。

(2) 問題点

令別表第一（5）項口の用途に供される防火対象物等に同表（5）項イの用途に供される部分が入居することにより、以下のように消防用設備等の設置基準が強化される。

<（5）項イの入居による消防用設備等の設置基準の強化>

消防用設備等	（5）項口 （共同住宅）		（16）項イ （特定複合用途 防火対象物）	
スプリンクラ ー設備	11 階以上の階	(5)項イが 入居した 場合 ➔	全ての階 [※] (11 階建て以上の場合)	⇒改正事項①
誘導灯	地階・無窓階・11 階以上の階		全ての階 [※]	
特定共同住宅 等の省令 (40 号省令)	適用可 (区画や内装制限等により、消 防用設備等の免除や簡易な設 備への代替が可能)		適用不可	⇒改正事項②
自動火災報知 設備	500 m ² 以上		300 m ² 以上	⇒改正事項③

※ 小規模特定用途複合防火対象物となる場合を除く。

⇒ 小規模特定用途複合防火対象物とは、令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の 10 分の 1 以下であり、かつ、300 m²未満であるものをいう。

2 【改正事項①】スプリンクラー設備・誘導灯の設置を要しない階に関する事項
 (規則第13条第1項第1号の2、規則第28条の2第1項第4号の2・第2項第3号の2関係)

【改正概要】

11階建て以上で令別表第一(5)項口の用途に供される部分が存する同表(16)項イの防火対象物のうち、同表(5)項イ並びに(6)項口及びハ(居住型福祉施設※に限る。)の用途に供される部分(以下「住戸利用施設」という。)が存するものについて、一定の区画を設けた場合には特定階を除く10階以下の階のスプリンクラー設備及び誘導灯の設置を免除する。

※ 有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設をいう。

＜スプリンクラー設備・誘導灯の設置が必要な階＞

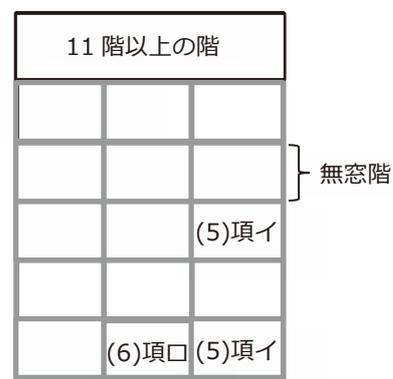
【スプリンクラー設備】



■ : スプリンクラー設備の設置が必要な部分
 □ : 誘導灯の設置が必要な部分
 □ : 一定の区画 (下表参照)

※ 全体(16)項イ
 ※ 空白の区画は(5)項口

【誘導灯】



10階以下の各部分を区画することにより、次の階を除く10階以下の階を免除

- ・ 住戸利用施設の床面積の合計が3,000㎡以上となる防火対象物の階のうち、当該部分が存する階
- ・ 住戸利用施設が1,000㎡以上存する地階・無窓階及び1,500㎡以上存する4階以上10階以下の階

10階以下の各部分を区画することにより、次の階を除く10階以下の階を免除

- ・ 住戸利用施設が存する階(注)
- ・ 地階・無窓階

(注) 住戸利用施設の利用者が使用する部分が存する階のことであり、当該利用者が使用しない共用の機械室等及び複数階にわたる階段等の共用部分並びに(5)項口の用途に供される部分のみが存する階は当該階には該当しない。

＜一定の区画の要件＞

要件	スプリンクラー設備	誘導灯
①	居室(5)項口の用途に供される部分を含む)を耐火構造の壁及び床で区画	
②	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは難燃材料(地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料)	
③	区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下	
④	③の開口部は、特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付き又は一定の構造を有するもの ※ 一定の条件に適合する場合は防火戸でも可	
⑤	住戸利用施設の各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。)の床面積がいずれも100㎡以下	住戸利用施設の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している

3 【改正事項②】「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。)に関する事項

【改正概要】

40号省令を適用することができる防火対象物に、令別表第一(5)項口の用途に供される防火対象物の一部を同表(5)項イの用途に供される部分として使用するものを追加するとともに、一定規模以上の住戸利用施設が入居した場合におけるスプリンクラー設備の設置基準を整備する。

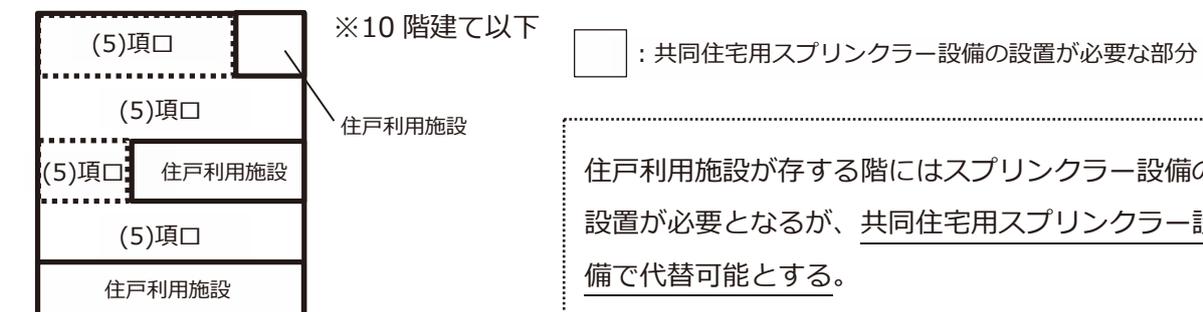
<40号省令を適用することができる防火対象物>

- ① (5)項口に掲げる防火対象物 ※改正箇所は下線部
- ② 以下の要件に適合する(16)項イに掲げる防火対象物
 - ・ (5)項イ及びロ並びに(6)項口及びハ(居住型福祉施設に限る。)の用途以外の用途に供される部分が存しない
 - ・ 住戸利用施設の各独立部分[※]の床面積がいずれも100㎡以下
 - ・ (5)項口の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上

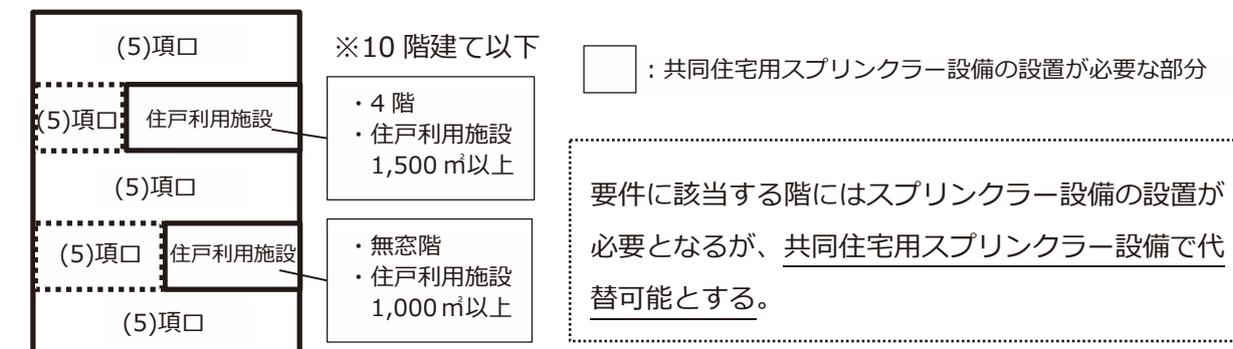
※ 構造上区分された数個の部分の各部分で独立して当該用途に供されることができるものをいう。

<10階建て以下の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備での代替>

【住戸利用施設の合計が3,000㎡以上となる場合】



【住戸利用施設が1,000㎡以上存する地階・無窓階及び住戸利用施設が1,500㎡以上存する4階以上の階を有する場合】



※ 開放型特定共同住宅等(14階以下の部分に限る。)及び二方向避難・開放型特定共同住宅等にあつては、住戸内の内装仕上げを準不燃材料とする等の措置を講じた場合、従来通り、共同住宅用スプリンクラー設備の免除が可能(特定住戸利用施設を除く。)

4 【改正事項③】「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号）に関する事項

【改正概要】

特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物に、令別表第一（5）項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない同表（16）項イの用途に供される防火対象物で、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの（同表（5）項イの用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。）を追加する。

<特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物>

【延べ面積 300㎡未満の防火対象物】

- ① (2)項二、(5)項イ、(6)イ(1)から(3)、(6)項ロ及びハ※（以下「(5)項イ等」という）の用途に供されるもの

※ (6)項ハにあつては利用者を宿泊等させるものに限る。

- ② (16)項イの用途に供されるもので、(5)項イ等の用途に供される部分が存するもの

【延べ面積 300㎡以上の防火対象物】

- ③ (16)項イの用途に供されるもので、小規模特定用途複合防火対象物（1(2)参照）に該当するもの（(5)項イ等の用途に供される部分のみに設置が義務付けられるものに限る）



以下の防火対象物を追加

- ④ (16)項イの用途に供されるもので、以下のすべての要件に適合するもの
 - ・ 延べ面積が 300㎡以上 500㎡未満
 - ・ (5)項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない
 - ・ (5)項イの用途に供される部分の床面積が 300㎡未満

<留意事項>

- ④の防火対象物には廊下や階段等に感知器の設置が必要であること。
- 警戒区域が2以上（階数が3以上）となる場合には受信機の設置が必要であること。
- (16)項イの用途に供される防火対象物（②・③・④）の設置対象部分は以下のとおりであること。
 - ・ ②及び③は、(5)項イ等の用途に供される部分のみ
 - ・ ④は、(5)項ロの用途に供される部分も含めた全体

注) 延べ面積が300㎡以上500㎡未満の(5)項ロの用途に供される防火対象物に、順次(5)項イが入居した場合、当該部分の床面積が10%を超えた時点で当該設備を全体に設置する義務が生じることに留意すること。なお、(5)項イの用途に供される部分の床面積が300㎡以上となった時点で当該設備を設置することができなくなるが、今後、機器の開発状況等を踏まえて、引き続き基準の更なる合理化等を検討する予定であること。

別紙2

民泊における 消防法令上の取扱い等について

このリーフレットは民泊サービスを提供する方向けに、民泊を行う場合の消防法令上の取り扱いや消防関係の各種届出等について説明したものです。



消防庁

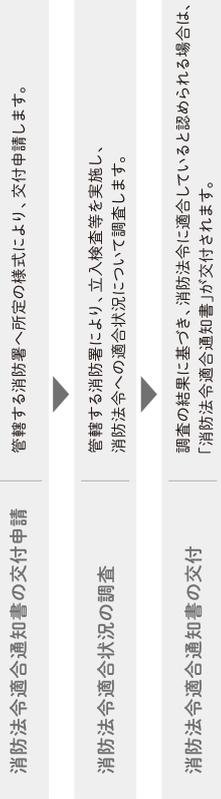
消防法令適合通知書について

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)において、住宅宿泊事業の届出時に消防法令適合通知書をあわせて提出することとされています。

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)について

(平成29年12月26日付け生食第1226第2号、国土動第113号、国住指第3351号、国住街第166号、轄轄産第603号)(抜粋)「都道府県知事等は、「その他国土交通省令・厚生労働省令で定める書類」のほか、届出住宅が消防法令に適合していることを担保し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的から、消防法令適合通知書を届出時にあわせて提出することを求めるものとする。」

消防法令適合通知書の交付までの流れ



以下の届出が必要となる場合がありますので、お近くの消防署に確認してください。

- 工事整備対象設備等着工届出書
消防法令に基づき消防用設備等を設置する際、消防設備士の資格を持った者が行う必要がある場合があります。この場合、工事を行う消防設備士は工事着手の10日前までに「工事整備対象設備等着工届出書」を管轄する消防署に提出する必要があります(着工届が不要となる設備についても別途「消防用設備等設置届出書」の届出が必要となる場合があります)。また、電気配線の工事が必要な設備(誘導灯、受信機を必要とする自動火災報知設備等)の電源工事は電気工事士が行う必要があります。
- 消防用設備等設置届出書
消防用設備等の設置が終わった後、設置工事が完了した日から4日(以内)に管轄する消防署に「消防用設備等設置届出書」を提出する必要があります(用途や規模によっては不要となる場合もあります)。
- 防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書
建物の収容人員が30人以上となる場合、防火管理者の選任及び消防計画の作成が必要となります。
- 防火対象物使用開始届出書
市町村等の火災予防条例により、「防火対象物使用開始届出書」の提出が必要となる場合があります。

具体的な消防法令、市町村条例など、詳しくはお近くの消防署にご相談ください。



消防庁

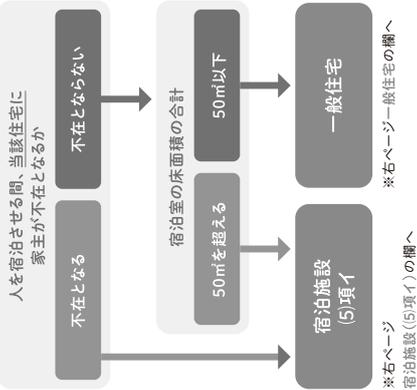
Fire and Disaster Management Agency
<http://www.fdma.go.jp/>

お問い合わせ先

民泊の消防法令上の用途について

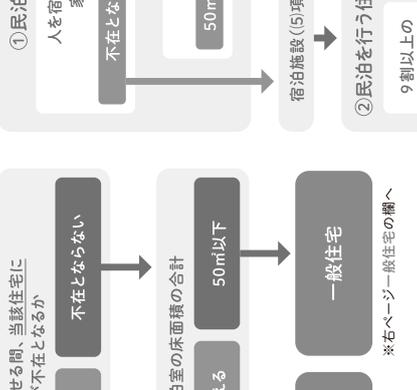
住宅を活用して民泊を営む場合、宿泊室の床面積や家主(住宅宿泊事業者等)の居住の有無等の火災危険性に応じて消防法令上の用途が判定されます。判定された用途によって、必要となる消防用設備等が異なります。

一戸建て住宅で民泊を行う場合



消防法令上の用途は、消防法施行令の別表第1で定められています。宿泊施設であれば(5)項イ、共同住宅等であれば(5)項イ、複合用途防火対象物であれば(16)項イとなります。

共同住宅で民泊を行う場合



消防法令上の用途は、消防法施行令の別表第1で定められています。宿泊施設であれば(5)項イ、共同住宅等であれば(5)項イ、複合用途防火対象物であれば(16)項イとなります。

民泊を行う「住戸」の用途



消防法令上の用途は、消防法施行令の別表第1で定められています。宿泊施設であれば(5)項イ、共同住宅等であれば(5)項イ、複合用途防火対象物であれば(16)項イとなります。

※「一般住宅」の欄へ
※家主の居住/不在の判断は、一戸建て住宅の場合は(建物)単位、共同住宅の場合は住戸単位で行います。

※関係通知:
「住宅宿泊事業者等に関する消防法令上の取扱いについて(通知)」(平成29年10月27日付け消防予第330号)
「住宅宿泊事業者等に関する取扱いの送付について(通知)」(平成30年1月9日付け消防予第2号)
※消防法令上の用途の取扱いについては、予め管轄する消防署に確認してください。また、上記の取扱いは、住宅宿泊事業法に基づき(民泊のほか、住宅において民泊を営むもの)について適用されることがあります。その際、必要に応じて消防署等に関係資料の提出を求められることがあります。

消防法による主な対応について

下表は、消防法で求められる主な対応を整理したものです。既に設置されている消防設備等については重複して設置する必要はありませんが、建物の規模や形状等によっては、他の対応が求められる場合や各自治体による条例等が定められている場合もあるので、詳細は建物を営営する消防署に確認する必要があります。

建物の用途	一般住宅 (5)項ロ	共同住宅 (5)項イ	宿泊施設 (5)項イ	複合用途 (16)項イ (5)項イ及びロ)
消火器	-	①延べ面積150㎡以上のもの、 ②地階・無窓階・3階以上の階 で床面積が50㎡以上のもの	同左	同左
自動火災報知設備	-	延べ面積500㎡以上のもの等	全てのもの(※1)	延べ面積300㎡未満のもの(5)項イ部分のみ(※1) ・延べ面積300㎡以上のもの(5)項イ部分 が全体の70%以下の場合には(5)項イ部分のみ(※2)等
住宅用火災警報器	設置しない	自動火災報知設備があれば不要	-	自動火災報知設備が省略されれば不要
誘導灯	-	地階・無窓階・11階以上の階	全てのもの	全てのもの(※3)
スプリンクラー設備	-	11階以上の階	・11階以上のもの(※4) ・延べ面積6000㎡以上のもの等	・11階以上のもの(※4) ・5項イ部分が3000㎡以上のもの等
消防用設備等の点検報告	-	点検が年2回報告が3年に1回	点検が年2回報告が年1回	同左
防火管理(防火管理者の選任・消防計画の作成等)	-	建物全体の収容人員が50人以上のもの	建物全体の収容人員が30人以上のもの	同左
防災物品の使用(クッション椅子等)	-	高さ31mを超えるもの	全てのもの	・高さ31mを超えるもの ・5項イ部分

※1 延べ面積が300㎡未満の場合、特定小規模施設用自動火災報知設備(下記参照)の設置が可能です。(原則として、2階建て以下のもに限りません。なお、建物の状況によっては、廊下等の共用部で警報音が発せられるように感知器の設置を指導される場合があります。)(※7も同様)

※2 建物の延べ面積が300㎡以上500㎡未満の場合であって、居住部分の合計が建物の面積の10%以下の場合や10%を超えかつ300㎡未満の場合、特定小規模施設用自動火災報知設備(下記参照)の設置が可能です。(原則として、2階建て以下のもに限りません。)

※3 消防法施行規則第28条の2第1項第4号の2及び同条第2項第3号の2に規定する区分を有する場合は、原則として、10階以下の民泊が有する階以外の階の誘導灯が免除されます。

※4 スプリンクラー設備が免除されます。

(注) 上記以外の詳細な内容については消防庁ホームページを参照してください。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldlist4_19.html



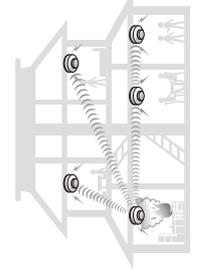
「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは

通常の自動火災報知設備のように受信機(本体)、感知器(センサー)、音響装置(ベル)等を設置して配線して接続する方式のほか、次の特長を有する無線式の運動型警報機付感知器を設置する方式があります。

特長

- 電池式の感知器は、電源の配線工事が不要です。
- 感知器同士が無線通信を行うものは、感知器間の記録工事が不要です。
- 感知器自体が警報音を発するため、音響装置の設置が不要です。
- 全ての感知器が運動して警報音を発する場合は、受信機の設置が不要です。
- 受信機や中継器を設置せず、感知器のみの場合、工事には消防設備士の資格が不要で、工事に着手する前の届出も不要です。(設置工事後の届出は必要です。)

- **注意**
- 電線隠蔽工事については、感知器同士の無線通信ができず、無線式の運動型警報機付感知器を設置する方式を利用できない場合があります。
- 建物階数等によって設置できない場合もあります。
- 運動型住宅用火災警報器は感知性能が異なりますので、特定小規模施設用自動火災報知設備として使用することはできません。



協会からのお知らせ

◆平成30年度は実務研修会が行われます。(11月中旬予定)

消防用設備等の点検技術者の知識・技能向上のため、研修会を行います。詳細は9月頃ホームページに掲載しますので、ぜひご参加下さい。

◆点検結果報告書の様式は必ず新しいものをお使い下さい。

新しい法令様式は日本消防設備安全センターのホームページから、刊行物等にある法令様式をダウンロードしてお使い下さい。(無料)

栃木県消防設備保安協会維持会員新規入会

★大成電設 株式会社

住 所 那須塩原市上厚崎118-245
代表取締役 吉成 孝夫

★有限会社 和久井電気

住 所 栃木市岩舟町静戸699-2
代表取締役 和久井 文夫

★戸塚電工 株式会社

住 所 足利市猿田町10-27
代表取締役 戸塚 守

会員情報

◎代表者変更(敬称略)

①(株)創設エンジニアリング
(旧) 新井 博
(新) 新井 学

②ALSOK双栄(株)栃木支店
(旧) 齊藤 譲
(新) 大塩マルコス

③ホーチキ(株)宇都宮営業所
(旧) 上野 寿之
(新) 間島 章仁

④(株)藤興産北関東営業所
(旧) 小林 隼平
(新) 後藤 巖

⑤(株)青木商会
(旧) 青木 幸一
(新) 安田 尚弘

⑥環境整備(株)
(旧) 斎藤 靖
(新) 竹島 秀幸

消防試験研究センターより

試験手数料及び免状手数料の改定について

危険物取扱者試験・消防設備士試験の試験手数料及び免状交付手数料が改定され、平成30年5月1日以降の申請分から新手数料となります。

【危険物取扱者試験手数料】

甲 種	5,000円	→	6,500円
乙 種	3,400円	→	4,500円
丙 種	2,700円	→	3,600円

【消防設備士試験手数料】

甲 種	5,000円	→	5,700円
丙 種	3,400円	→	3,800円

【免状交付手数料】

新規交付	2,800円	→	2,900円
再交付	1,800円	→	1,900円
本籍等書換・写真書換			(改定なし)

不明な点は

(一財) 消防試験研究センターまで

☎028-624-1022

**すべての住宅に
住宅用火災警報器
を!!**

◎消防法により設置が義務付けられました。

悪質な訪問販売に注意してまるね!!

とちまるくん © 栃木県

一般財団法人 栃木県消防設備保安協会 TEL.028-625-4611